二　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正関係

給与等、公的年金等又は報酬等に対する源泉所得税の徴収猶予における徴収猶予限度額の計算の基礎となる配偶者控除額等の見積額について、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第九条関係）

三　この政令は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇法人税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一一二号）（財務省）

一　法人税法施行令の一部改正関係

1　内国法人が特定支配関係のある法人から配当等の額を受ける場合において、その配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額がその内国法人が有するその特定支配関係のある法人の株式等の帳簿価額の一〇パーセントを超えるときは、その株式等のその配当等の額に係る基準時における一単位当たりの帳簿価額は、一定の場合を除き、その基準時の直前における帳簿価額からその配当等の額のうち益金の額に算入されない金額に相当する金額を減算した金額をその株式等の数で除して計算した金額とし、その減算した金額を利益積立金額から減算する等の調整を行うこととした。（法人税法施行令第九条、第九条の二、第一一九条の三、第一一九条の四、第一三九条の八、第一五五条の三の二、第一五五条の二三及び第一五五条の四三関係）

2　減価償却資産の範囲に、無形固定資産として樹木採取権を加えることとした。（法人税法施行令第一三条関係）

3　連結納税の開始又は連結納税への加入に係る時価評価資産等の範囲に、特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の特別勘定の金額を加えることとした。（法人税法施行令第一四条の八関係）

4　有価証券の評価損益等について、次の措置を講ずることとした。（法人税法施行令第六八条、第一一八条の八及び第一一九条の一三関係）

㈠　有価証券の評価損の計上ができる事実について、価額が著しく低下したことを評価損の計上ができる事実とする有価証券の範囲を取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券及びその他価格公表有価証券（以下「市場有価証券」という。）並びに市場有価証券以外の有価証券（株式等を除く。）とする等の見直しを行う。

㈡　売買目的有価証券及び短期売買商品等（仮想通貨を除く。）の時価評価金額の計算における一単位当たりの金額について、次の見直しを行う。

(1)　市場有価証券及び短期売買商品等（仮想通貨を除く。）で事業年度終了の日において公表された最終の価格がないものについては、同日前に公表された最終の価格のうちその終了の日に最も近いものを基礎とした合理的な方法により計算した金額とする。

(2)　市場有価証券以外の有価証券（株式等を除く。）については、その有価証券に類似する有価証券について公表された事業年度終了の日における最終の価格又は利率その他の指標に基づき合理的な方法により計算した金額とする。

(3)　時価評価金額を計算する場合において、右記(1)及び(2)の合理的な方法によったときは、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎とした事項を記載した書類を保存しなければならないこととする。

5　役員給与の損金不算入制度における業績連動給与の決定手続について、独立職務執行者から除外される者の範囲の見直しを行うこととした。（法人税法施行令第六九条関係）

6　特定同族会社の留保金課税制度について、留保金額の計算上控除される道府県民税及び市町村民税の額から控除される金額がある場合の計算方法等を見直すこととした。（法人税法施行令第一三九条の一〇及び第一五五条の二五関係）

7　外国税額控除の対象とならない外国法人税の額について、他の者の所得の金額に相当する金額に対し、これを内国法人の所得の金額とみなして課される一定の外国法人税の額等を加えることとした。（法人税法施行令第一四二条の二及び第一五五条の二七関係）

8　連結法人が個別益金額又は個別損金額を計算する場合において、他の連結法人との間で行われる一定のデリバティブ取引に係るみなし決済損益額は、ないものとした。（法人税法施行令第一五五条の三の三関係）

二　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三一年政令第九六号）の一部改正関係

再生計画認可の決定に準ずる事実等に関する経過措置等について、所要の規定の整備を行うこととした。（法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第四条、第七条及び第一〇条関係）

三　この政令は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇地方法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第一一三号）（財務省）

1　内国法人の地方法人税に係る外国税額控除の控除限度額の計算等について、所要の整備を行うこととした。（第三条関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇消費税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一一四号）（財務省）

一　消費税法施行令の一部改正関係

1　樹木採取権を調整対象固定資産の範囲に加える等の見直しを行うこととした。（消費税法施行令第五条及び第六条関係）

2　外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しを行うこととした。

㈠　輸出物品販売場の許可の区分に非居住者に対して譲渡する物品に係る免税販売の手続（以下「免税販売手続」という。）が自動販売機によってのみ行われる市中輸出物品販売場（以下「自動販売機型輸出物品販売場」という。）を加え、一の指定自動販売機型輸出物品販売場を設置する販売場であること等の一定の要件を満たしている場合について許可する。（消費税法施行令第一八条の二関係）

㈡　自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者の承認要件等を定める。（消費税法施行令第一八条の五関係）

3　高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例の対象となる調整対象自己建設高額資産は、当該調整対象自己建設高額資産の建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の一一〇分の一〇〇に相当する金額、特定課税仕入れの支払対価の額及び保税地域から引き取られる課税貨物の課税標準である金額（当該調整対象自己建設高額資産の建設等のために要した原材料費及び経費に係るものに限る。）の累計額が一、〇〇〇万円以上であるものとすることとした。（消費税法施行令第二五条の五関係）

4　仕入れに係る消費税額の控除の対象外となる居住用賃貸建物の範囲等について、次のとおり定めることとした。（消費税法施行令第五〇条の二及び第五三条の二～第五三条の四関係）

㈠　居住用賃貸建物について住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分を当該居住用賃貸建物の構造及び設備の状況その他の状況により合理的に区分しているときは、その明らかな部分以外の部分に係る課税仕入れ等の税額について、仕入税額控除制度を適用しない。

㈡　居住用賃貸建物が自己建設高額特定資産である場合には、当該自己建設高額特定資産の仕入れを行った場合に該当することとなった日の属する課税期間以後の課税期間における課税仕入れ等の税額について、仕入税額控除制度を適用しない。

㈢　課税賃貸割合及び課税譲渡等割合の計算方法を定める。